平成２２年（フ）第８７号
松江市北田町67番地26　田町Ｋアパート102号室
債務者　多久和美鈴
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９号
佐賀県唐津市鏡2389番地３
債務者　塚田　大介
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２０号
佐賀県唐津市肥前町新木場甲2364番地56
債務者　土谷　聡子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７８号
富山市婦中町道場977番地
債務者　ジュエルズシークこと　中川　晴記
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
富山県滑川市稲泉新522番地、前住所愛知県豊田市大林町11丁目18番地７　クラウン杉本Ｃ202号
債務者　飛　　茂代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
富山市南田町２丁目６番23―15号　呼楽荘
債務者　松谷　　尚
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
高知県四万十市中村百笑町３番８号
債務者　横山　陽一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２３号
高知県土佐清水市有永152番地
債務者　宮崎　宣寿
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２２６号
兵庫県神崎郡市川町東川辺1073番地62
債務者　平田　好美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３９号
兵庫県姫路市土山６丁目９番７号　エステート土山101号
債務者　宮城　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６１号
兵庫県加古川市尾上町長田104番地の１　メゾンドソレーユ２―Ｄ号
債務者　永井　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６６号
兵庫県姫路市苫編688番地54　株式会社岡田興業
債務者　藤井　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６号
神戸市垂水区多聞台３丁目11番12―605号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９０号
神戸市中央区筒井町３丁目８番14号幸楽園ビル２Ｆ、従前の住所神戸市灘区赤坂通３丁目５番６号
債務者　松田　眞樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１９号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目12番３―204号
債務者　王　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４号
神戸市垂水区北舞子２丁目７番33―106号、従前の住所神戸市垂水区南多聞台４丁目８番６号
債務者　門中　有紀（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７０号
神戸市須磨区南落合４丁目１番176―312号
債務者　プルンプァンこと　矢野　道男
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部